

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和4年11月14日(月)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時26分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千葉 大作	
	委員 小野寺 道雄			
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 佐々木 久助			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 委員 千田 恭平			
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長 補佐兼調査係長			
出席説明員	なし			
本日の会議に 付した事件	議会改革について (1)議員報酬等について (2)議会の個人情報保護条例について (3)市民と議員の懇談会における意見等の取扱いについて			
議事の経過	別紙のとおり			



# 議会運営委員会記録

令和4年11月14日

(開会 午後1時30分)

委員長 : ただいまの出席委員は5名であります。  
定足数に達していますので、これより議会運営委員会を開会します。  
千田恭平委員より欠席の旨、届出がありました。  
千田恭平委員が欠席のため、佐々木久助議員が委員外議員として出席しています。  
録画、録音、写真撮影を許可していますので御了承願います。  
本日の案件は、御案内のとおりです。  
初めに、議員報酬等についてを議題といたします。  
前回の委員会以降、議会事務局が市長と協議を行っておりますので、まずはその内容について説明させます。  
八重樫事務局長。

事務局長 : 議員報酬の見直しの件につきましては、11月7日に市長からじきじきに事務局の私と次長に対して話がありました。  
議会内部で金額の原案を作成するのが難しいということを知っているため、特別職報酬等審議会で金額の原案の審議もできると市長としては考えているということでした。  
議員報酬の改正に向けて、特別職報酬等審議会を開催することは構わないが、大義、要するに何のために特別職報酬等審議会を開くのかという大義が欲しいので、そのところは議会で考えてほしいということでした。  
また、議会として今後の進め方、ストーリー、どこで何をやって最終的にいつ頃新たな条例案を提出する予定なのかという目標を考えてほしいということでもあります。  
特別職報酬等審議会は三、四回の開催を想定して、適正な報酬額を決めていく流れを考えていきたいということです。  
特別職報酬等審議会へ諮問している間、議会としてどのようにしていくのか、特別職報酬等審議会に一任となれば、議会で違う動きをするわけにはいかないため、その辺の足並みはそろえてほしいということになります。  
特別職報酬等審議会条例では、報酬等の額に関する条例を議会に提出する場合、あらかじめ審議会の意見を聞くと定めておりますが、市長は額が高いか低いかについても審議会で判断することは可能であるという見解であります。  
市長が招集する審議会でございますので、市長ができるという以上、できるというように考えるのが妥当かと考えてございます。  
このことから、議会運営委員会から提案のあったように、議会として報酬の具体的な額を示さず、特別職報酬等審議会の意見を聞くことも手法の一つとしてあるというよう

に考えたところでございます。

なお、この場合の流れ、スケジュール等もございますので、事務局で案を作成してみましたので、先ほどの進め方を基に担当職員から説明させていただきたいと思っております。

委員長 : 熊谷書記。

書記 : それでは、タブレットに掲載しております資料に基づきまして、議員報酬等の見直しの進め方、想定されるスケジュール等について説明させていただきます。

まず、大きな流れですけれども、資料の1から3の段階で進むものというように想定しております。

1ですが、議会から市長に議員報酬、政務活動費の見直しについて検討するよう申し入れるというものでございます。

報酬を引き上げるといことで議会の考え方が定まったということであっても、なかなか金額の案まではまとまらないという状況であれば、具体的な金額を示さない形で検討を申し入れるというものでございます。

ただ、そういった場合でありましても、議会としてこれまで検討してきた経過を踏まえた中で、全くのゼロベースで市長に申入れをしていくのか、あるいは、これまで各党派等から意見のあった幾つかの案を付して市長に申し入れるのかといったところの議論は必要ではないかと思われるところでございます。

それから、見直しの時期についてですが、これによって審議会での議論や議会への条例案の上程時期などが変わってきますので、見直しの時期については議会としての考え方を付した形で、市長に申し入れるということがよろしいのではないかとと思われるところでございます。

次に2番ですけれども、市長は特別職報酬等審議会に議員報酬等の額の審議を依頼、諮問するというものでございます。

特別職報酬等審議会は条例において、市長が諮問するための機関であります。

諮問に際して具体的な額を示さない形も方法の一つとして進めるというものでございます。

これを受けまして、審議会では報酬等の適正額を審議するというものでございます。

ただここで1点、御留意いただきたいのは、ゼロベースで諮問し、適正額を審議いただくといった場合は、必ずしも引上げという回答が来るとは限らないということでございます。

場合によっては引下げという審議会の意見が出される可能性もないわけではないということに留意が必要かと思われま。

最後3番、特別職報酬等審議会での審議終了後、市長が審議会からの意見を聴取するというものでございます。

あくまでも審議会は諮問を受けた市長に対して意見を述べるものでございます。

これを受けまして、額の見直しを行う場合は条例改正が必要になるというものでございます。

下の表につきましては、見直しまでの流れをまとめたものでございます。

現時点で想定される最短での見直しは、令和6年4月でございますし、最長の場合、これまで議論いただいた次期改選後の令和7年10月としております。

いずれも次年度予算の編成の都合上ですが、結論を前年度の6月頃としたものでございます。

ただ、9月議会、12月議会での条例改正もできなくはないかと思われま。

いずれ令和6年4月となると、このとおりかなりタイトなスケジュールになるかと思われまので、現実的には令和7年4月、あるいは、改選後の令和7年10月での改正が想定されるのではないかと思われま。

説明は以上でございます。

委員長：ただいまより、意見交換を行います。  
休憩します。

(休憩 13:38~13:39)

委員長：再開します。  
千葉委員。

千葉委員：ただいまの説明で、ゼロベースで金額を示さないで特別職報酬等審議会に委ねるという手法もあるみたいだけれども、私とすれば、やはり会派の皆さんにお諮りをして、このくらいの報酬であってほしいという、そういう希望的観測を示していただいたので、それを市長にも届ける必要があるのではないかというように思います。  
以上です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：これまでの経過も含めて、額を議会としてまとめるのは時間も要するし、その裏づけなり、市民に理解を得られるような組立てが議論の中で出てくればそれにこしたことがないのですけれども、かなり時間がかかるという意味で、市長からこういう方法もあるよということが出されたのであれば、基本的にはこういう方法で組み立てたほうが作業としては早く、皆さんが希望するような額になるかどうかは分からないけれども、報酬等の見直しについては進むのではないかという思いでおりますので、見直しの進め方の案については、私の段階では了とします。

ただこのことについては、今日で結論を出すわけではないでしょうから、会派に持ち帰ってこういう提案があったということ、こういう方法もあるよということの会派内での意見を取りまとめたいというように思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：私からは、報酬が議会によって増額されるというのは、どうしても市民から見れば、

お手盛りというような批判が上がってくると思うのです。

そして、こうした物価高騰の中という状況であれば、なぜ議員報酬だけ増額になるのかという問題も出てくると思うのです。

そういう意味で、議会改革という名の下でやるのであれば、やはり議会というのは住民のものなので、住民の声をしっかり聞く体制をつくっていくということが必要だと思っています。

前にもお話ししましたが、成り手不足が要因だというのであれば、若い人たちの声を聞いていく、その中で報酬というのも議会からきちんと説明をするということをやっていかなければ、議員報酬の引上げというのはどうしてもお手盛りだという批判は避けられないと思います。

先ほど、事務局からの説明もありましたが、市長からも大義が欲しいということですので、そういった大義という部分を私たちがつかむ上でも、市民の声を聞く体制つくって、スケジュールの中に入れていく必要があるのではないかと思います。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員　：私の意見としましては、これまで長い間、議会の中で議論してきておりますので、まず一定の方向性と言いますか、全会一致ではありませんけれども、方向性が出ているので、まずそれをベースに進めていく。

そして、確かに経済状況とか、様々予想だにしないことが環境的には起きておりますけれども、議会としては大筋増額をしてほしいという、そういう方向性で議論がきておりましたので、今回、議会から具体的な額は示さない、議会の統一した金額ではなくても、会派別で様々な御意見が出ていますので、その会派別の意見を付す、そしてもう一つそこにきちんとした大義を付して、一定の大義を付して、市長に申入れをするということが望ましいのではないのでしょうか。

増えるかもしれないし、減るかもしれないという説明がありましたけれども、決して減額ではなくて、増額の方向性でいってほしいという、そういう思いが大半だったので、私はそう受け止めていますので、そのためにもやはりこういう議論をしてきました、でも現在はこうですというところが、ある程度具体的なものを市長に提示することが私は望ましいのではないかと思います。

以上です。

委員長　：ここで、特に委員外議員からの発言を許したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　：異議ありませんので、委員外議員の発言を受けます。

議長。

議長 : 今、副委員長からもお話がありました。この議会運営委員会のメンバーは前回の改革のメンバーがほぼそのまま残っておりますので、前回の議論の中でこの問題がなぜ進められなかったかということは、コロナ禍ということで今これを議論するべきではないということで一旦棚上げしたという事情がございますので、それを今進めているということですので、遅きに失していて、すぐにもスタートすべきだと私は思っておりますし、こういうものは決断すべきときに決断しないと前に進まないと思っておりますので、足並みがそろわないという話がありましたけれども、副委員長が言うように会派別のいろいろな意見は出ておりますから、それを付すというのは一つの考え方であると思っておりますし、そのような形で、議論を先送りするのではなくて、決めるときは決めるという覚悟で話を進めていただきたい。

延ばせばいいというものではなくて、早く決めるものは決めて、次のステップに進んでいかなければ議会改革は進まないというように私は思っておりますので、その辺のところを皆さんによく理解していただきまして、市民の意見も前回はパワーポイントを使いまして、各地域を回って十分に意見を聞いたわけですから、今改めてもう一度聞くというのは同じことの繰り返しになりますから、そういうところは、岡田委員には申し訳ないのですけれども、前回のものをしっかりともう一度かみしめていただくようなことも必要かと思っております。

ネジが逆に戻ってしまいますので、前に進めていただきたいという思いはあります。

それから事務局長にお願いしていたのですけれども、北上市議会が報酬を5万円アップしたのですが、どのような進め方をしたのか調べていただくようお願いをしていたのですが、その辺のことを皆さんに御報告願いたいと思っております。

委員長 : 議長から北上市議会の話が出ましたけれども、委員長といたしましても、この議員報酬については各会派でいろいろ議論していただき、ある程度会派でまとまった金額まで、時期もいつからの改定ということも具体的に各会派から出されておりますので、先ほど事務局から話があったように、あくまでも今まで議会改革の議会運営委員会でやってきた資料、近隣の市町村、それから同程度の市の議員報酬の状況等も調べたものもありますし、そういった資料を付け加え、各会派の要望等も合わせた格好で市長に提案したいという気持ちではおります。

議長からは時機を逸したという話はありませんけれども、これから逸することのないように早く、やはり1回出したいと思っております。

議会側から市長に対して提案をして、あとは、特別職報酬等審議会に諮問するしないは市長の判断ということになると思っておりますけれども、資料を整えてやれば、提案を受けていただけるのではないかと考えております。

まず土俵に上げてくれという気持ちであります。

いずれこれについては、議会運営委員会の議論の中でこういう進め方で良いかという決は採らないといけないものですから、その辺は、御留意願いたいと思っております。

先ほどの北上市議会の件については、事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：大変申し訳ございませんが、詳細まではまだ調べ切れていないのですけれども、平成30年4月11日から同年12月まで8か月間、議員報酬等特別委員会を設置して、北上市議会における議員定数と議員報酬の在り方についての調査検討を行ったようでございます。

その結果、議員報酬が35万1,000円から40万1,000円の5万円アップ、副議長に関しては38万3,000円から43万7,000円の5万4,000円のアップ、議長は45万7,000円から52万2,000円の6万5,000円のアップが妥当であるということで内部の検討を行い、議員定数については積極的に減らす状況にはないということで、定数はそのままの状況で、この後、翌年の2月の通常会議に北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例を提案して、議員報酬の改正が議決されたということで、かなりのスピードで議決になっておるようでございます。

委員長：議長。

議長：調べておいてくれと言っていたのだけれども、調べていなかったのですね。重要な案件だからしっかり調べておいてくれと。北上市議会では報酬等審議会を開いていない、それも分からないのですか。

委員長：八重樫事務局長。

事務局長：直接聞いてございませんでしたので、正確なところは分かりませんが、通常、特別職の報酬額の変更時には、諮問するための審議会を開くこととなっております。

委員長：議長。

議長：今の話聞くと、議会で決めて、すぐ次の年の2月には改正している。審議会をやった気配が全くないのだけれども、どのようになっているのですか。

委員長：八重樫事務局長。

事務局長：そここのところの確認は取れてございません。

いずれこういった報酬については審議会が開催されることになっているので、やっているはずですがけれども、短い期間に何回やったかは分からないので調べさせていただきたいと思います。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：議会から市長に議員報酬と政務活動費の見直しを検討するよう申入れをするということは、少なくとも年内にしなければいけないのではないかと思います。

そうでないと、次のスケジュールに大きく影響するものですから、そういう意味で、



やはり、各会派で意思統一をして申入れをする必要があります。

そして、具体的な額、今の時点で年内に統一した額が固まるような流れになっていないものですから、先ほど話が出たように、これまでの経過も含めた資料をつけて、このような経過があるのだけれども、特別職報酬等審議会を開いて審議をしていただくようにという申入れは早めにしたほうが良いと思っておりますし、あと、先ほど市民の意見をどうするかという、あくまでもこれは、執行権者は市長だから、報酬額も当局が決める話だから、決めるに当たって、例えば特別職報酬等審議会の方向性が出た段階で、必要に応じて市民への説明なり懇談を実施するのも当局がやる話だから、そういった流れで、当局がそういう姿勢を示しているのであれば、お任せするような組立てで進めることが必要ではないかと思えます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：ゼロベースという、その辺のところを私はちょっと懸念するのです。

先ほども申し上げましたが、今の36万円という議員報酬、いつから36万円になっていましたか。

その辺ちょっと調べてくれますか。

かなり前から、長い間36万円できていると。

世の中の動きからして、岩手県という県の流れが非常に遅れている。

宮城県では、40万円を既に超している、そういう流れになっていますので、議員報酬は生活給ではなくて、名誉職というような思われ方をしているのではないかと私は思うのです。

ですから、やはり若い人たちが議員になって、例えば一関市の状況について堂々と意見を述べるような、そういう下地づくりを今の私どもが率先してやる必要があるのではないかと私は思っておりますので、早めに市長に対してお願いすべきだと思います。

委員長：休憩します。

(休憩時間 13:56～13:57)

委員長：再開します。

岡田委員。

岡田委員：先ほどから報酬額だけの議論になっているのですけれども、私たちの会派で今年の1月24日に地方議会総合研究所の研修をさせていただきました。

オンラインでしたけれども、議員報酬、定数、政務活動費についてですが、その中で講師の江藤俊昭氏がお話していたのは、類似団体との差額というのは根拠にならないということでした。

住民福祉などまでを比較していくということも大事ですし、報酬について適正というものはないということで、やはりしっかりと住民と考えていくという手法を取っていく

べきだというお話でした。

一関市議会で報酬を上げる一つの理由として、若い人の議員の成り手がいないというお話があるので、私は、先ほどからそういった若い人たちの声を聞いていくということと、議会というものがどういうものなのかもお話しして、工夫していくことが大事だと思っているので、報酬が上がれば若手議員が出てくるというわけではないので、議会改革と言うのであれば、そこをしっかりとやっていく、スケジュールの中にしっかりと入れていくということを要望します。

委員長： 昨年の改選前から、議会改革でやっている中、市民とのワークショップを開きながらやってきた中で、議員報酬についても市民の方々に常にお知らせしてきましたし、この額で健康保険から何から払っているのだということで、ワークショップの中でもお話をし、市民に事情は説明してきたつもりであります。

それで先ほど小野寺委員からもお話しがあったように、各会派にもう1回持ち帰っていただいて、こういう状況で年内に、市長に特別職報酬等審議会を開催して、諮問してほしいということを提案して進めたいと委員長としては考えておりますので、もう一度皆さんの会派に戻って、その進め方でよろしいか、そういった格好でやっていきますよということを御確認願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

時期があと1年、2年かかって改選期になると、この話はできなくなってくるという思いもあります。

ですので、早めに、来年中にはこの話は決めなければいけないという思いもしますので、もう一回会派でその辺の説明をしていただき、次回の議論の中では、諮問してほしいということを市長に要望するということを決めたいと思いますので、よろしく願います。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長： ないようですので、議員報酬についての協議は以上で終わりいたします。

次に、(2)議会の個人情報保護条例についてを議題といたします。

前回の委員会において、議会の個人情報保護条例案について事務局から説明をいたしました。

内容が多岐にわたっておりますので、これを各会派に持ち帰って確認していただき、質疑、意見等があれば11月10日までに事務局に提出していただくことにしておりますが、質疑、意見等の提出はなかったところであります。

今後の進め方について事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長： 議会の個人情報保護条例についてでございます。

前回説明いたしましたとおり、個人情報保護制度につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正となり、令和5年4月1日から全面施行となることから、これに合わ

せて、市当局では新たな条例の整備を進めることとしてございます。

市の新たな条例では、議会が適用対象とならないことから、議会が個人情報の保護への措置を講じる場合は、議会独自で条例等を制定する必要があるものであります。

前回の委員会では、全国市議会議長会が作成した条例案をベースとした一関市議会としての条例案をお示したところであり、特に、修正等の意見がありませんでしたので、その案をもって盛岡地方検察庁との事前協議を現在進めてございます。

今後、盛岡地方検察庁からの回答があった段階で、改めて議会運営委員会で説明させていただきたいと考えております。

なお、市当局での新たな条例案は2月通常会議での上程を予定しているとのこととございますので、議会の条例案につきましても、同じスケジュールで進めたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長：説明が終わりましたので、これより意見交換いたします。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、意見交換を終わります。

それでは、議会の個人情報保護条例については、事務局長が説明したとおり進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、議会の個人情報保護条例についての協議を終わります。

次に、(3)市民と議員の懇談会における意見の取扱いについて議題といたします。

事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長：市民と議員の懇談会における意見の取扱いについてでございます。

まずは、市民と議員の懇談会への対応、大変御苦労さまでした。

8月から10月にかけて、12の地域協働体との懇談会を開催し、様々な御意見を頂戴したところでございます。

市民と議員の懇談会を所管する広聴広報委員会では、頂戴した意見等を取りまとめたところではありますが、広聴広報広聴委員長からは意見内容を所管する委員会宛に、意見等に対する回答案の作成について依頼があるところでございます。

議会運営委員会が所管する内容に対しての意見は、一覧表のとおりでありますので、御確認いただき、対応を協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長：資料について、お目通しいただくため、暫時休憩いたします。

(休憩 14:03～14:18)

委員長：再開します。

議会に対する意見要望についてはタブレットで全議員に流しますので、その中身を見ていただいて各会派から、これは議会改革として取り上げてほしいという内容があれば、事務局に御報告願いたいと思います。

次に、その他に入ります。

皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであれば、委員長からですが、総務常任委員会で予算、決算審査の中で、歳入に係る部分を総務常任委員会で審査することが難しいという話があります。

総務常任委員会で歳入の審査をしていると、それは担当課が違いますからということで、歳入の項目について入り込めないという意見があります。

歳入については全員で行う特別委員会の総括質疑の中で審査してはどうかという話もありましたが、これについて、議会運営委員会の中で少し話してみてくれないかという意見が総務常任委員会から出されています。

例えば、歳入の森林環境譲与税について、どうなっているかと総務分科会で質問しても、それは総務部では答えられないという場面も出てきています。その辺についてどのようにするか。

暫時休憩します。

(休憩 14:20～14:26)

委員長：再開します。

私からの話題提供でございますので、今後そういったところをどのようにやっていったらいいか、皆さんの会派の御意見を聞きたいと思いますので、よろしく願います。

ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであれば、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連絡いたしますので、よろしく願います。

以上で、本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時56分 終了)